



中央環境審議会
循環型社会計画部会懇談会
ヒアリング資料

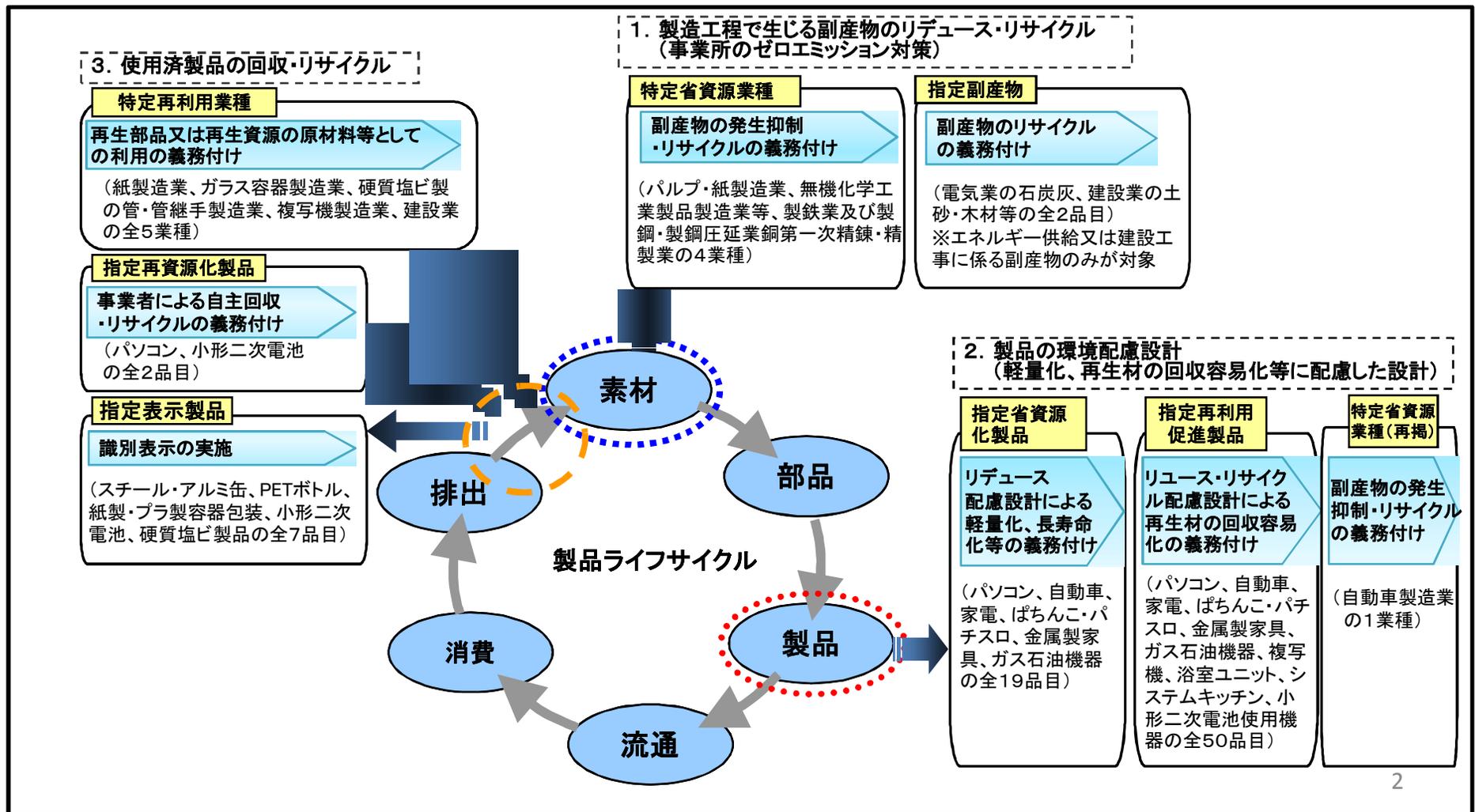
平成20年11月28日

経済産業省 リサイクル推進課

資源有効利用促進法

- 対象業種や対象製品(10業種・69品目)の製造業者等に対して、以下を義務づけ。
- ①製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロエミッション対策）
 - ②製品の環境配慮設計（軽量化、再生材の回収容易化等に配慮した設計）
 - ③使用済製品の回収・リサイクル

○取組内容を「判断基準」として国が定め、その遵守を義務付け。(取組が不十分な場合には、勧告・公表・命令等の措置の対象)



資源生産性向上等による3Rの取組の高度化

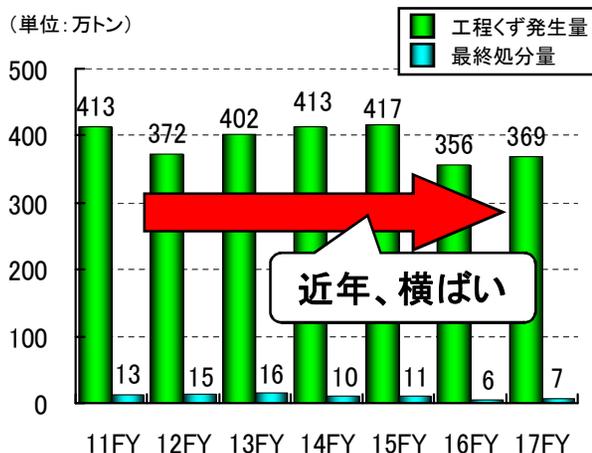
課題・背景

- 次世代自動車(プラグインハイブリッドなど)に不可欠なレアメタルなど資源制約の顕在化。
- 川下企業の設計・仕様が川上・川中企業における工程くず削減を制約、厳しい品質要求による意図せざる歩留まり悪化など、資源の無駄の存在。

具体的措置

- 川下企業に対し、川上・川中企業の工程くず削減に配慮した設計・調達を行わせるための法的措置の検討(対象は、自動車、家電、複写機などを想定)
- サプライチェーン企業間によるMFCA(マテリアルフローコスト会計)、DfE(環境配慮設計)を通じた省資源ものづくり(省資源・省エネ・省CO₂・コスト削減)の優良事例を創出→成果を「見える化」、産業界に浸透

●川上・川中において存在する資源の無駄



●部品メーカーと連携して環境負荷削減に取り組む川下企業の先進事例

自動車製造業

- 使用素材や部品設計の大幅な見直しによる車両軽量化。軽量化による燃費の向上、省CO₂も実現。

電機・電子機器製造業

- 設計を部品メーカーと連携して行う事により設計上の問題点の早期発見・対策、試作回数の削減を実現。

●省資源型ものづくりによる工程くず削減例



レアメタルのリサイクル

これまでの経緯・成果

- レアメタルは、自動車、IT製品等の製造に不可欠な素材であり、我が国産業競争力の要。
- 新経済成長戦略（2008改訂版）に基づき、リサイクルも含めた総合的なレアメタル確保戦略策定に向けて検討を開始したところ。
- 特に、携帯電話等の使用済み小型家電には、金やレアメタルといった有用金属が多く含まれており、その回収・リサイクル促進が重要な課題。
- 効果的にリサイクルを促進するためには、経済産業省と環境省が連携して取り組んでいくことが必要。
- このため、二階経済産業大臣と斉藤環境大臣との間で、レアメタルリサイクルの促進に連携して取り組んでいくことを確認。

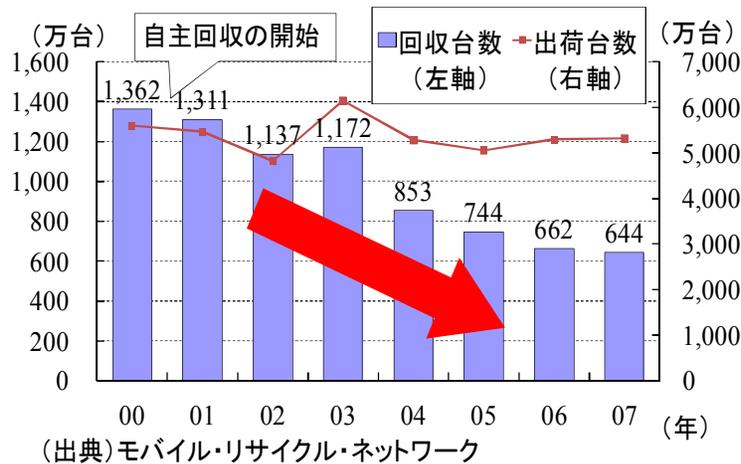
今後の方向性

- 携帯電話や小型家電について、以下の措置を実施。
 - －製造段階におけるD f E（環境配慮設計）の更なる推進。
 - －事業者による使用済み携帯電話自主回収ルート強化、市町村による使用済み小型家電の回収ルートの確立に向けた実証実験の実施。
 - －携帯電話及び小型家電に含まれるレアメタルの回収技術開発の推進。

携帯電話の自主的な回収・リサイクル

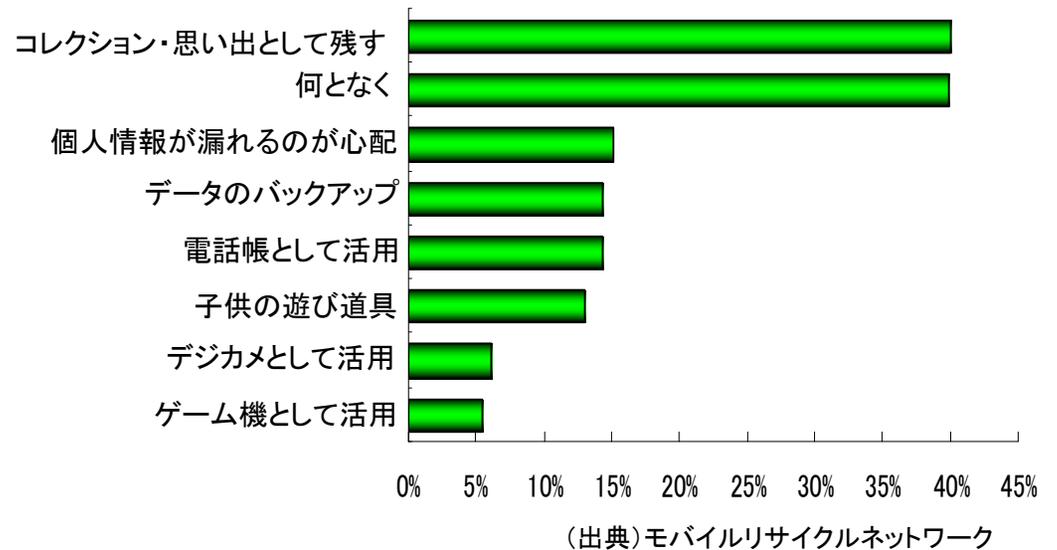
携帯電話の回収状況の推移

業界による自主的な回収が減少傾向。



買換・解約時に携帯電話を処分しない理由

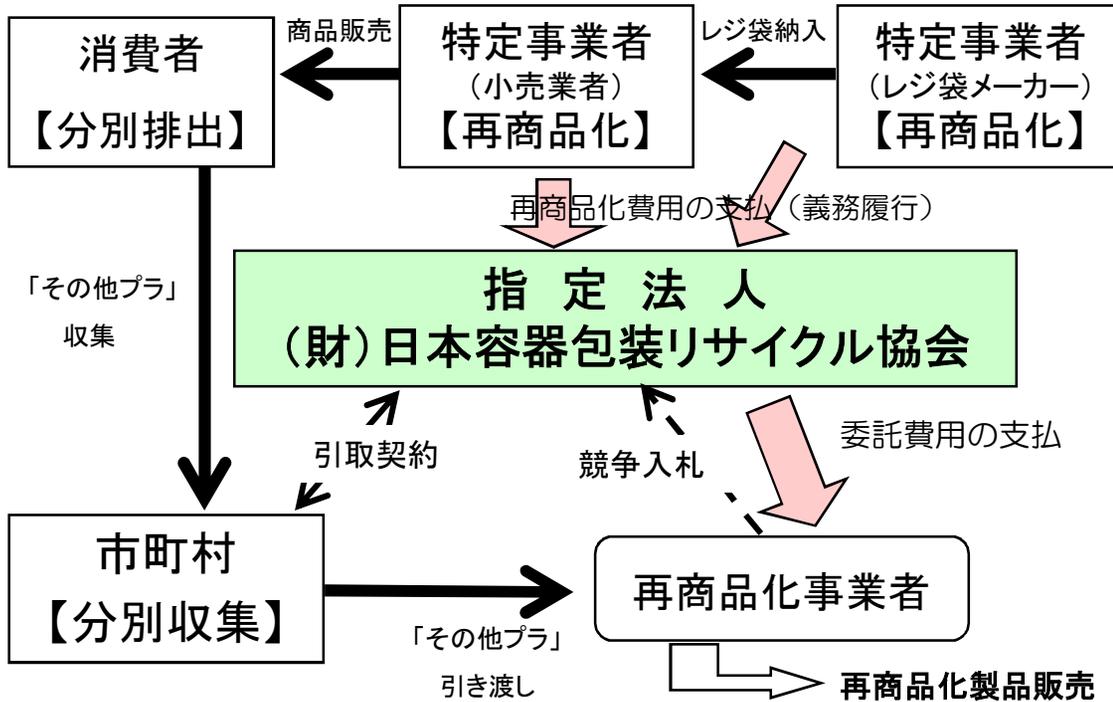
「何となく」など積極的な理由無く携帯電話を保有している消費者も多く存在。



容器包装リサイクル法

再商品化の義務

特定事業者数: 約7万社



排出抑制の促進

小売業(指定される業種に属する事業者)

判断の基準
(ガイドライン)

主務大臣が、小売業者が取り組むべき措置の判断の基準を策定。目標設定、容器包装の使用の合理化、情報提供、関係者との連携等。

年間50トン以上容器包装を使用
(容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用の合理化のための取組状況の報告を義務付け

勧告・公表・命令

判断の基準に照らして取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う

罰則

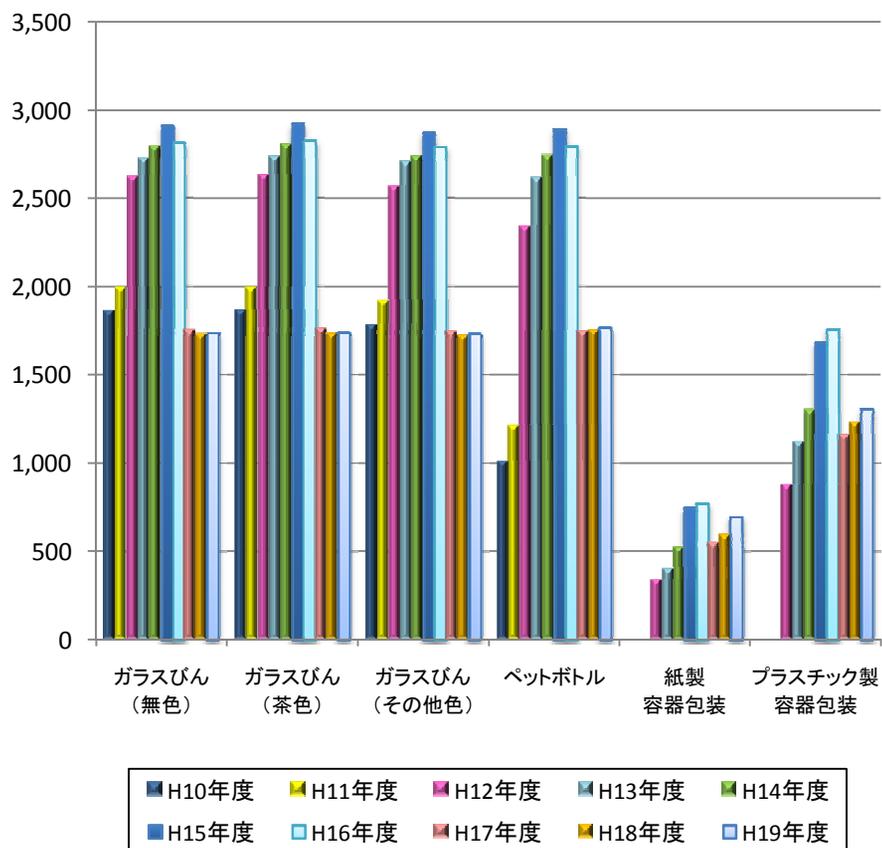
事業者が命令に従わない場合、50万円以下の罰金

再商品化手法

	再商品化手法	リサイクル製品の利用例
ガラスびん	カレット化	ガラス製容器、建築・土木材料など
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料化	繊維、シート PETボトルなど
紙製容器包装	製紙原料 古紙再生ボード化	板紙、建築材料 固形燃料など
プラスチック製 容器包装	プラスチック製品等原料化 高炉還元剤化、化学原料化	パレット、コンクリートパネルなどの プラスチック製品、工業用原材料

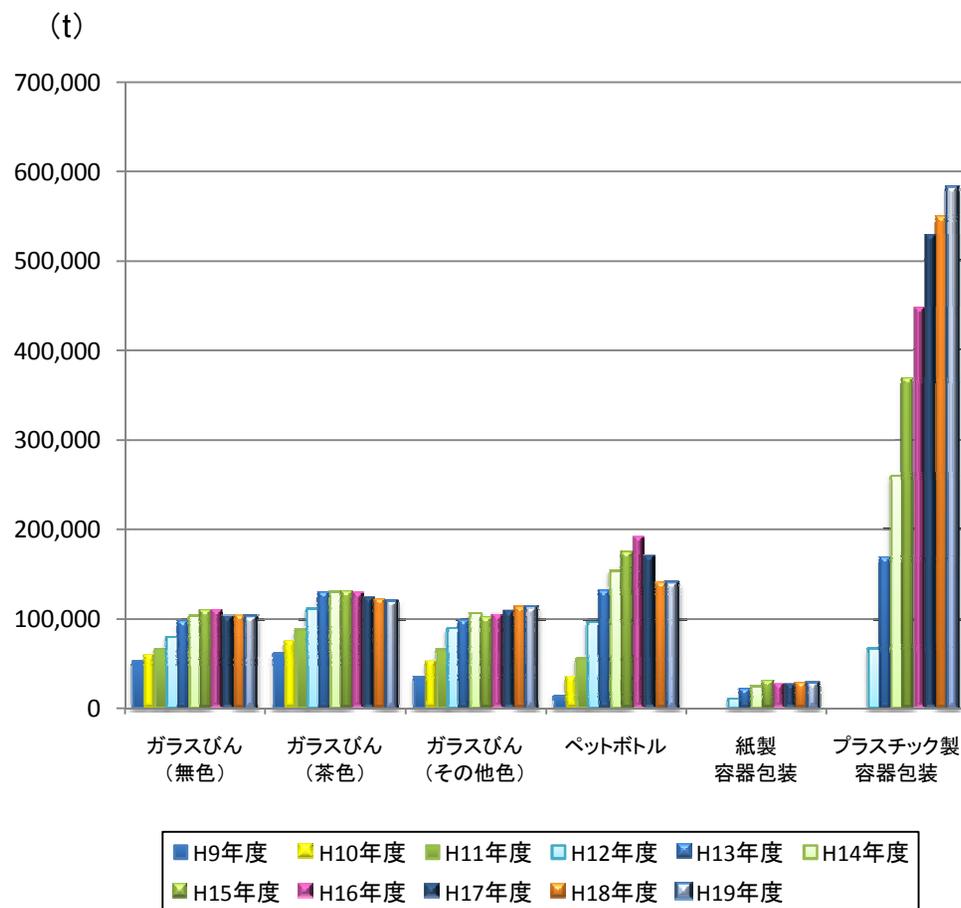
容器包装リサイクル法の施行状況

分別収集実施市町村数



(注) 17年度における分別収集市町村数の減少は市町村合併によるもの。

指定法人への引き渡し量



(出典) 環境省資料、財団法人日本容器包装リサイクル協会資料

レジ袋の削減に向けた取組状況

各地で広がるレジ袋削減の取組

○容器包装リサイクル法改正による新制度導入(平成19年4月施行)を契機として、レジ袋の削減に対する社会的関心が向上したことも相まって、全国各地で様々な取組が進展。

○大別すると、①地方公共団体、住民、事業者間の自主協定(※)によるレジ袋有料化、②レジ袋辞退者への割引サービス、③マイバッグの配布等。また、レジ袋削減対策に関する独自条例の策定を進めている地方公共団体もあり。(レジ袋有料化等により削減の取組を進めている自治体数は28(平成20年4月1日現在)。その後も増加。)

○特に、自主協定によるレジ袋有料化については、平成19年1月に京都市で最初に実施されたことから「京都方式」と呼ばれ、その後、仙台市、名古屋市など全国に波及。

○また、レジ袋全廃を目指し、行政、住民、事業者の連携によるレジ袋廃止実験を実施する地方公共団体も出現。

※自主協定によるレジ袋有料化

[役割分担の具体例]

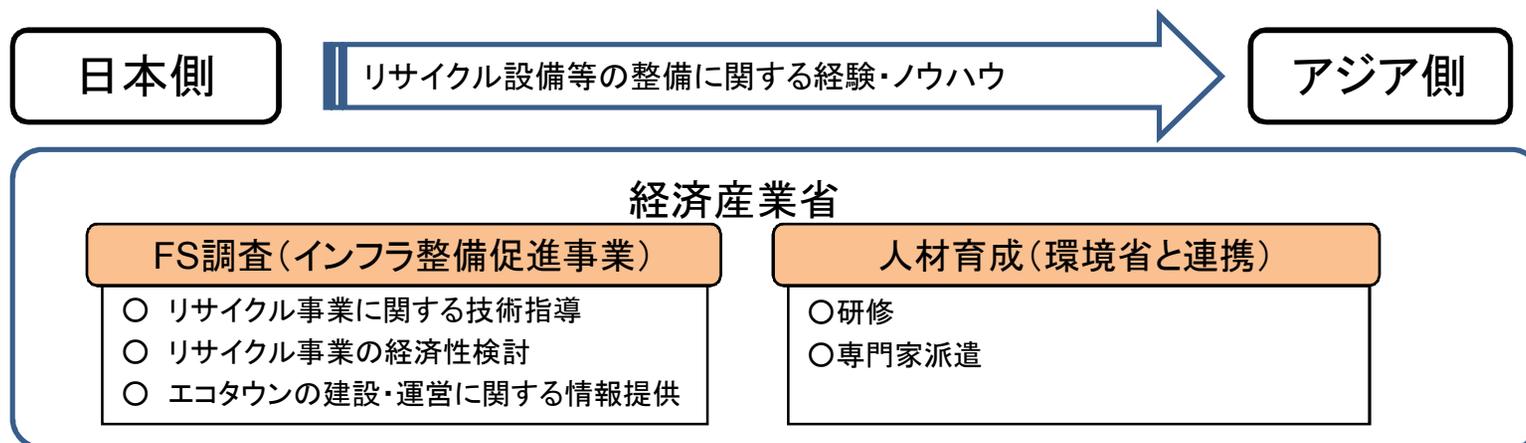
- 事業者:削減率等目標設定、レジ袋有償提供、マイバック持参呼びかけ 等
- 市民団体:事業者の取組を住民に呼びかけ、事業者の取組の支援 等
- 行政(県・市町村):取組全体の普及・広報等PR、取組効果の調査・公表 等

[レジ袋有償提供による収益金の扱い例]

- 地域自治体、地域の市民団体等組織の環境活動等に寄付 等

アジアにおける3R協力の実績 — 日中エコタウン協力

- 2006年12月 甘利経済産業大臣と馬凱国家発展改革委員会主任の会談
 - ・日中エコタウン協力の実施について合意。
 - ・我が国がエコタウン整備を通じて蓄積した、再生資源を最大限に有効利用するリサイクル設備等の整備に関するノウハウについて、地域間交流を通じた人材育成等により移転。
- 2007年6月 日中3R政策対話
 - ・北九州市－青島市、兵庫県－広東省間の協力を進めることに政府間で合意。
 - ・2007年9月 第2回日中省エネルギー環境総合フォーラム
北九州市と青島市が協力の実施について協定。
 - ・2007年12月 兵庫県－広東省について、協力の具体化に向けた調査を開始。
- 2008年5月 日中首脳会談
 - ・天津市と北九州市の循環経済における協力を歓迎するとともに引き続き支持。
 - ・北九州市と天津市が協力の実施について協定。
- 2008年11月 第3回日中省エネルギー環境総合フォーラム
 - ・兵庫県と広東省が協力の実施について調印予定。



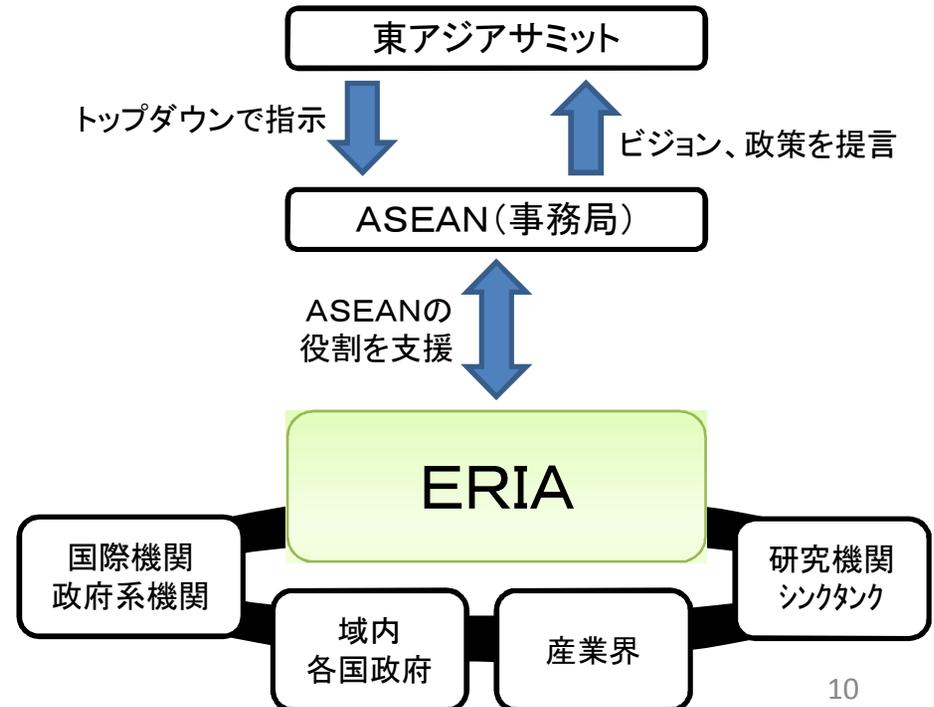
ERIAを活用した東アジア3R政策展開

- 東アジア各国では資源需要が急増し、廃棄物発生量や先進国からの再生資源輸入量が増大するなど、資源循環を取り巻く環境は急変。
- 他方、アジア各国の3R制度整備・技術水準は不十分であり、環境汚染への影響が懸念。
- 資源循環は国内だけでなく海外を巻き込んだ制度設計が重要であり、アジア各国も我が国3R制度に高い関心。
- 国内に蓄積された3R制度を東アジア各国に移転し制度調和を図ることは、我が国が東アジアにおける3R制度設計のイニシアティブを握る上で重要。
- これらを踏まえ、東アジアの政策研究・政策提言を図る国際的機関であるERIAを活用し、3R政策研究・提言、シンポジウム開催等を実施。

ERIA(東アジア・アセアン研究センター)

概要

- 2007年11月の東アジアサミット(ASEAN+日、中、韓、印、豪、NZ)にて、日本からの提案に基づき、東アジア全ての首脳がERIA設立に合意。2008年5月にERIA設立総会が開催され、ERIAが本格始動(本部:ジャカルタ)。
- 東アジア経済統合推進のため、政策研究・政策提言を行う国際的機関として、東アジアサミットからトップ・ダウンで示される政策の具体化のため、その受け皿としてASEAN事務局を知的に支援。
- 将来的には、東アジアの政策実現支援・政策調整を担う機関への発展を検討。



3R政策普及啓発事業

3R推進月間事業実施(毎年10月)

<3R推進月間>

再生資源利用促進法の制定を機に「リサイクル推進月間」としてスタート(平成3年)。その後、持続的な経済発展のために1R(リサイクル)から3R(リデュース・リユース・リサイクル)へと取組が拡充されてきたことにより、平成12年に現在の名称に変更。

- 企業、自治体、NPO等の3R活動推進を目的とした「3R推進功労者等表彰」実施。
- 循環ビジネス振興を目的とした「資源循環技術・システム表彰」実施。
- 政府広報を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌等、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。
- 内閣府、環境省等と連携して「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施。
- 3R推進月間を広く国民にPRするため、ポスターを作成。



3R推進月間PRポスター

リユース促進のための取組(H18~)

代表的なリユースの手法であるリターナブル容器の導入を促進し、容器包装に係る環境負荷を低減することを目的として、平成18年度よりリターナブル容器導入に関するモデル事業を創設。

また、平成19年度はこれまでの取組をとりまとめ、リターナブル容器導入の促進策の検討も併せて実施。

(平成18年度実施事業)

- ・リターナブルびん入り商品の重点的な広報 (京都)
- ・地域で活用されているエコマネーとの連携 (名古屋)
- ・酒屋さんの宅配システムの復活、再構築 (茅ヶ崎)
- ・地産地消型商品容器へのリユース容器導入促進 (沖縄)
- ・リターナブルPETボトルの研究 (東京)

(平成19年度実施事業)

- ・限定されたエリア内でのリユースシステム構築 (東京等)
- ・量販店におけるリターナブルびん商品の販促 (東京)
- ・京都におけるリユースシステムの再構築 (京都)

HP掲載、パンフレット等による普及啓発

3R政策HPでは産業構造審議会、各種ガイドライン、統計、調査等各種資料につき、最新情報を随時更新。

(URL: <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>)

また、3R政策の国民への普及啓発及び法改正について国民に分かりやすく解説するために、必要に応じパンフレットやDVDの随時作成・配布を実施。



3R政策ホームページ



パンフレット



普及啓発DVD

「資源循環ハンドブック」 「レッツゴー3R」